

令和3年 第6回香芝市教育委員会会議（5月定例）会議録

日時 令和3年5月27日(木)
午後2時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 澤 和七
教育部次長、学校教育課長事務取扱兼任 高木 信行
教育総務課長 玉村 晃章
保健給食課長 田中 宏樹
学校支援室長 中里 倫
学校支援室参事 陀安 龍也
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 森 幸也
市民図書館長 大橋 典子
学校支援室指導主事 澤田 善広
学校支援室指導主事 浦野 達矢

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長

それでは始めさせていただきます。

本日、定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回香芝市教育委員会会議(5月定例)を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、田中委員と山田委員にお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私から報告をさせていただきます。令和3年5月1日に着任いたしました小西でございます。

6日（木）に着任式をしていただきました。同じくその日に第3回香芝市議会臨時会本会議がありました。

7日（金）は新型コロナウイルス対策本部会議、9日（日）は香芝市文化協会定期総会に参加させていただいております。

11日（火）は香芝市小中臨時校長会、午後から香芝市保育所長会がありました。

12日（水）は令和3年度第1回香芝市学童保育所指定管理者選定委員会が開かれました。午後からクックチル方式給食試食を行っております。

14日（金）は鎌田小学校運営協議会、これは新設により参加させていただいております。その日から学校施設視察といたしまして教育総務課長、教育部次長と共に何校か視察をしております。14日（金）は香芝中学、下田小学校、下田学童保育所、17日（月）は香芝市立幼稚園園長会、18日（火）は県教育委員会知事部局関係等の訪問をいたしております。その日も学校施設の視察として、香芝北中学校、志都美小学校、志都美学童保育所を視察しました。

21日（金）は香芝市給食協同組合の方々の面会を受けております。

25日（火）はニコニコ挨拶として五位堂小学校に行っております。

そして本日第6回教育委員会会議でございます。以上、私の諸報告といたします。只今の報告に対しましてご質問等ございませんか。關野委員。

關野委員 新型コロナウイルス対策本部会議についてですが、今奈良県の方は全体的に下がってきていますね。特に奈良市は今まで40前後だったのが10前後になってきています。香芝の方はずっと一桁でなっていますが、理由についての話は無かったのでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 対策本部会議の中では、現状の報告をいただいておりますが、奈良県の状況と香芝の状況を比較して、香芝がどうであるかという話はありませんでした。以上です。

教育長 他にございませんか。他にないようでございますので日程5に進みたいと思います。

日程5（1）香芝市学校運営協議会の委員の解任、委嘱及び任命に関する報告及び承認について

教育長 案件（1）承第8号（1）「香芝市学校運営協議会の委員の解任、委嘱及び任命に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校支援室長。

学校支援室長 失礼いたします。只今提案になりました承第8号につきまして提案理由説明を申し上げます。

本案は、五位堂小学校、下田小学校、二上小学校、関屋小学校、三和小学校、真美ヶ丘西小学校、香芝中学校、香芝東中学校及び香芝北中学校の学校運営協議会委員の解任及び委嘱並びに任命につきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により報告し、承認をお願いするものでございます。

議案書3ページから11ページが各校ごとの名簿でございます。今回、解任となる理由につきましては、1名の方は解任を希望されたほか、自治会・PTAの役職交代に伴うもの、人事異動・退職によるものでございます。

それに伴いまして、新たに委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

何卒、慎重審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。こちらの委員さんの名簿を拝見しておりますと、二上小学校と関屋小学校では1番に該当する保護者の方というのが見受けられないのですが、確か昨年の今頃も関屋小学校で同じような理由で山田委員からご意見があがっていたかと思いますが、やはり保護者の方も入っていただくというのが非常に重要なことかと思えます。こちらを拝見しておりますと、元PTAの会長さんが元PTAの会長という肩書はなく白紙になっておりまして、2番の地域住民ということで入っておりますので、差支えがなければ備考欄にその旨を記入していただければ、私どももどのような構成になっているか分かりやすいと思えます。やはり、お名前を拝見させていただいてますと、香芝市でいろんな活動をなさっている方がいらっしゃいます、例えば安全推進協議会の委員さんですとか、元自治会長さんなどもいらっしゃいますので、可能な範囲でそういったことも記入していただければありがたいかと思えます。委員さんの構成については今回これで私どもは異議ございません。

学校支援室長 ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃる通りバランスのとれた構成というのが肝要であるということ言うまでもないと思っております。この標記につきましても、どういった方が委員として構成メンバーとして入っていただいているかをわかりやすく表示するように改めて参りたいと思えます。ありがとうございました。

教育長 他にございませんか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(2) 香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 案件(2)承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今、提案になりました、承第9号、香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認についての提案理由の説明をさせていただきます。

香芝市社会教育委員に関する条例第1条及び第2条第2項の規定により令和3年3月31日の任期満了に伴いまして、次の方を令和3年5月15日から令和5年3月31日までの期間、委嘱しましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告させていただき、承認を賜りたいと存じます。

その内容ですが、社会教育関係者として、市PTA協議会会長、瀬野 良太郎様、以上、1名の方に委嘱の臨時代理処分を行ったものです。

尚、この後1名の委嘱を予定しております、公民館運営審議会会長につきましては、審議会にて会長が決定いたしましたらあらためてご報告させていただきます。

何卒、慎重審議頂きご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(3) 香芝市教科用図書選定委員の任命について

教育長 案件(3) 議第12号「香芝市教科用図書選定委員の任命について」を事務局より説明をお願いします。教育部次長。

教育部次長 失礼いたします。只今提案になりました議第12号「香芝市教科用図書選定委員の任命について」の提案理由説明を申し上げます。令和4年度から使用いたします中学校の教科書につきましては、既に昨年度8月に香芝市教科用図書選定委員会の選定、答申を経まして臨時教育委員会会議で採決、決議の方をいただいたところでありました。しかしながら、令和3年3月30日でございますが、中学校社会の歴史的分野におきまして、新たに1社の教科書が検定を合格しております。従いまして、本案はこの種目のみ再度すべての発行者を含めまして、教科書の選定採択を行うために、令和4年度使用教科用図書の選定委員の任命につきまして、香芝市付属機関設置条例別表第2の規定によりまして本委員会にお諮りをするものでございます。
選定委員としてお諮りする方々につきましては議案書15ページに記載しております。なにとぞ、慎重審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(4) 香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて

教育長 案件(4) 議第13号「香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたします。只今、提案になりました議第13号「香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、教育委員会事務局に新たな職を設置することに伴い、職の設置に関する規則を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、教育長からの特命事項を処理する「教育監」の職を追加するものでございます。

何卒、慎重ご審議を賜わり、原案可決いただきますようお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。この議案の説明の中に特命事項とありましたが、大まかな部分でありますので、かみ砕いた形で具体的な部分があるのであれば少し説明をお願いしたいと思います。

教育長 教育部長。

教育部長 今回この職を設置させていただきましたのは、教育長が学校の教諭、教頭、校長、また教育委員会での学校教育課長をお勤めいただきました。それらの経験を生かして学校における管理職の先生方の若年化による学校運営の経験値の不足等の、教師の育成そういったことに重点を置いていただきたいと思います。そちらに重点を置いていただくことによりまして、その他の業務に関しまして、例えば生涯学習などの業務におきましては時間を割くことが出来ないかと思っておりますので、そういった部分で教育長から特命ということで教育監の方に業務をお願いして、その報告を教育長にあげていただいて教育長が判断するというところで、考えておりますのは生涯学習の、特に今年度であれば生涯学習の推進基本計画の策定の事業等がございますのでそういった部分になるかと考えております。以上でございます。

教育長 他に質問等ございませんか。關野委員。

關野委員 第2項ですが、教育監を置くことができるということですから、年度によってはおられない場合もあるし、またおられる時もあると解釈をしてよろしいでしょうか。

あと、3項目には必要に応じて職をおくことができるとありますが、2項目には入っておりません。何か違いがあるのでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 特に違いはありません。書きぶりの問題でこのようにはなっておりますが、教育監の場合は教育長の特命事項をするためにおくことができると、先ほど最初におっしゃっていただいた必要な時におくことができると、必要はついておりませんが同じ考えでございます。以上でございます。

教育長 他に質問等ございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。お伺いしたいことが何点かございます。今部長のお話をお伺いいたしましたところ、この教育監という職の方は主に生涯学習について担当されるという解釈でよろしいのでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 失礼いたします。もちろん教育長からの特命事項でございますので、すべてを申し上げることはできませんが、最初に申し上げましたように教育長は学校経験が豊富な方でございますので、学校のことはよくご存じだと思います。そういったことから生涯学習の方のご経験はあまりされていないということもございますので、そういったところでいろいろな調整ができる方に教育監の席に座っていただいて、その部分を主に担当していただけたらと考えているところでございます。以上でございます。

教育長 三岡委員。

三岡委員 ご説明いただきありがとうございます。あと、教育監というお立場がどういう位置づけなのかは私も少し理解しかねるところもあります。

例えば大阪市でしたら、教育次長がおられて、教育監その次に理事という形になっておりまして、あと八尾市も今年度から副教育長と教育監を配置されており、また同じく枚方市では令和2年度から教育監という職を配置されているようですけれども、この職の方は今現在香芝市にいらっしゃる職員の中から異動されてこられるのか、新たに任用されるのか、その辺りはどうでしょうか。また、任期ですとか常勤か非常勤かについてもお伺いしたいです。

教育長 教育部長。

教育部長 この職については先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、枚方市等で教育監の職務を配置されております。それぞれの市によってその職務内容というのは違っております。例えば、私が知っているところで申し上げますと、枚方市であれば、教育長の命を受け特命事項の執行にあたること、また教育に係る重要な施策について関係機関との相互調整を行うこと、またそれ以外にも文化財の保護活用に関することというのを設けられているようなところもあります。教育監の職がこういうことと決まったものはないと思います。香芝市の場合は先ほど申し上げたようなことになるのかなと考えております。

また、どういった方をということでしたが、これにつきましては人事部局とも相談をさせていただきました。教育監の職を設置したいと、こういった場合どのようなのかということで、特定任期付きの職員ということで職員の異動ではなく公募による採用ということで進めていけたらと考えております。任期につきましては3年で考えております。以上でございます。

教育長 他にご意見等ございませんか。田中委員。

田中委員 失礼いたします。先ほどの私の質問は、具体的な例をという形で特命事項について説明を願ったのですが、逆に言いますとそこに限らず、いわゆる教育長が調査してほしいというようなところを、教育部の中のこと全般において直接ようするに指示を出す方と考えればよろしいでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 こちらの方にも書いてございますように教育監は教育長を補佐し、という部分もございますので今委員がおっしゃられたように、直接教育長から指示が出て、それに対して調整等、また結果を報告して教育長が判断する材料を準備するといったことになるかと思います。以上でございます。

教育長 他に質問等ございませんか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。
本日、追加議案が提出されておりますが、ここでこの案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、議案を追加し、審議することといたします。

日程5追加(1) 香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の解任及び任命に関する報告及び承認について

教育長 追加案件(1) 承第10号「香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の解任及び任命に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いします。学校支援室長。

学校支援室長 只今提案になりました承第10号につきまして提案理由説明を申し上げます。
本案は、前教育長の退任および現教育長の就任を受け、令和3年4月1日付けをもって香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員に任命いたしました前教育長の解任と、現教育長の任命につきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。
何卒、慎重審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 只今の説明につきまして何かご意見ご質問等ございますか。
本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(5) その他

教育長 案件(5) その他として、各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 失礼いたします。5月6日から5月28日を会期として行われています5月臨時議会について教育委員会に關係する案件といたしましてご報告をさせていただきます。
5月13日に新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が開かれ、学校における子どもたちの安全確保等の取組について、前回の教育委員会会議でご報告させていただきました授業参観や水泳学習、部活動や教育実習の取組についてご報告をさせていただきましたところでございます。委員からはマスクの着用等について指摘がございました。原則は着用するとして、ただ、肌荒れ等がある場合には、保護者等を含めながら協議をし、随時対応していくとさせていただきます。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

失礼いたします。生涯学習課より生涯学習推進基本計画の策定についてご報告を申し上げます。平成27年3月の第2次香芝市生涯学習推進基本計画の策定から6年経過し、今年度が計画の最終年度となります。計画期間におきましては、本計画に基づきまして地域で人々が心豊かに暮らすことができる環境づくりを目指して生涯学習の推進に係る事業を実施して参りましたが、社会情勢の変化等により人生100年時代を迎えた新しい時代の学びの在り方や様々な課題解決に向けて共に学びあうことにつきまして、生涯学習の必要性は現在一層の高まりを見せているものでございます。これを受けまして、本年令和3年度の1年間をかけて第3次香芝市生涯学習推進基本計画の策定を進めて参るものでございます。策定にあたりましては、香芝市付属機関設置条例に基づき、策定員会を組織いたします。委員の定数は条例により10人以内としておりまして、その委員は市民を初め様々なお立場の方々のご意見を反映した計画を策定していくために、学識経験者や社会教育関係団体の代表、そして公募による市民の方の委嘱を考えております。委員の委嘱につきましては今後改めて教育委員会会議にお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長

ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。他の課で報告がございましたらよろしくお願いいたします。

他にございませんか。

そうしましたら、本日の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第6回教育委員会会議を閉会といたします。委員の皆様方におかれましては、慎重審議をいただきましてありがとうございました。以上で散会といたします。

(午後2時31分 閉会)